

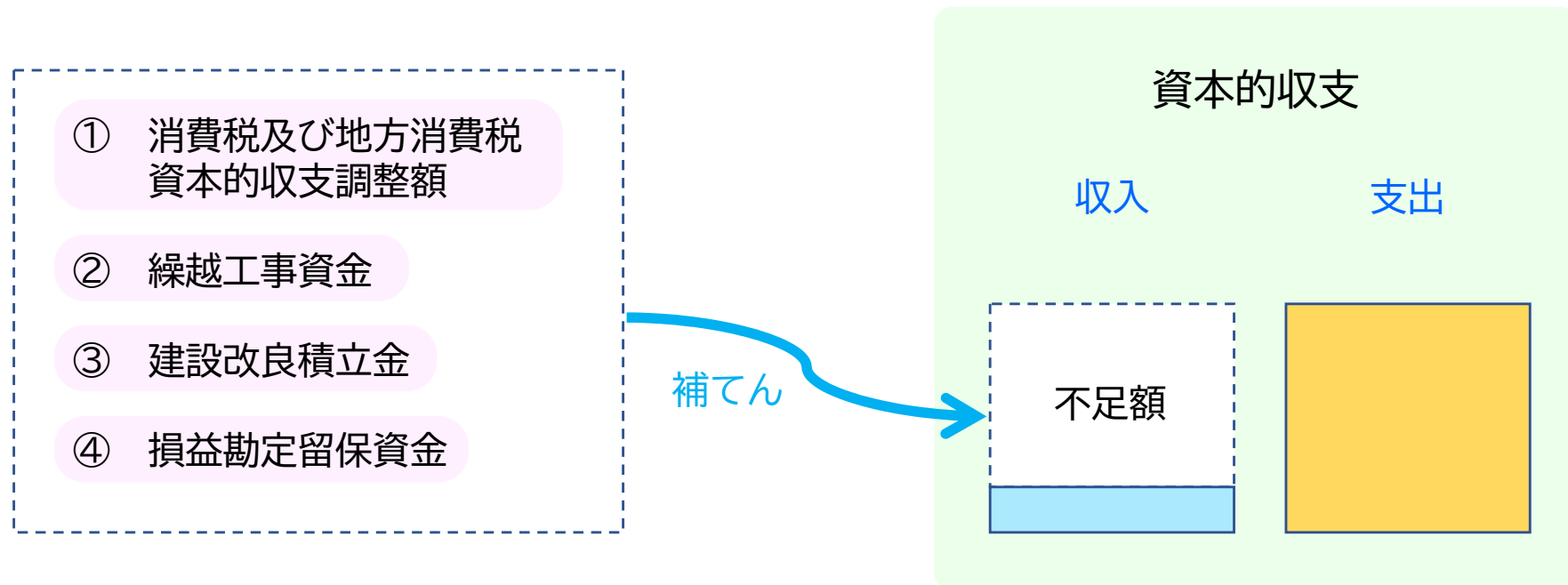
令和6年度決算から見る 補てん財源



坂戸、鶴ヶ島水道企業団

資本的収支（4条予算）では、収入より支出のほうが多く、その不足額を補てんするための財源を補てん財源といいます。

令和6年度決算では、補てん財源は次の4つとなっています。



① 消費税及び地方消費税資本的収支調整額

令和6年度決算：1億1,303万2,708円
 (当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額)

水道企業団は、消費税及び地方消費税（以下「消費税」といいます。）の最終負担者ではないため、消費税に相当する金額を調整する必要があります。この調整額を「消費税及び地方消費税資本的収支調整額」といいます。

消費税の納付は、4条予算分も含めて3条予算で執行することとされています。

4条予算では、収入より支出が多いことから、消費税も仮受消費税より仮払消費税が多くなり、還付（又は納付額の削減）効果があるため、資本的収支不足額の財源となります。

なお、過年度分の調整額で使用していないものがある場合は、当年度分より先に使います。



金額と計算を簡単に考えてみよう！

3条決算額	仮受消費税	2億7,000万円	仮払消費税	1億7,000万円	→	3条予算では1億円の収入
4条決算額	仮受消費税	0円	仮払消費税	1億1,000万円	→	4条予算では1億1,000万円の支出

消費税の納付額（還付額） = 1,000万円（還付）
 ↑ 仮払消費税のほうが仮受消費税より1,000万円多かった
 つまり消費税を1,000万円多く払い過ぎていた

消費税の納付・還付は、3条予算で執行します。今回は1,000万円の還付となり、3条予算では1億円に還付額1,000万円を加えた1億1,000万円の現金が内部留保されます。その1億1,000万円が4条予算における不足額の補てん財源となります。

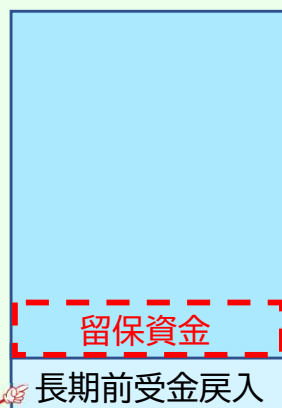
② 繰越工事資金

令和6年度決算：493万2,389円

繰越工事資金は、前年度において、特定の工事の財源として既に収入した負担金です。収入後、翌年度に行った特定の工事の支出を補てんするために使います。

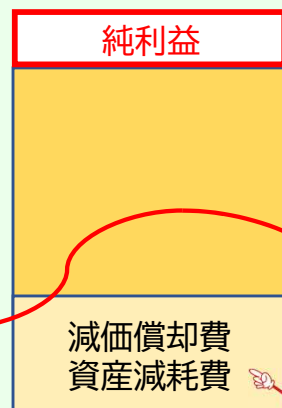
収益的収支

収入



現金の増えない収入

支出



現金の減らない支出

補てん財源

- ① 消費税及び地方消費税
資本的収支調整額
- ② 繰越工事資金
- ③ 建設改良積立金
- ④ 損益勘定留保資金

資本的収支

収入



支出



③ 建設改良積立金 令和6年度決算：2億1,049万724円（令和5年度決算における純利益）

建設改良積立金は、過去の収益的収支における純利益（黒字分）を建設改良工事の財源に充てるため、積み立てているお金です。

④ 損益勘定留保資金 令和6年度決算：9億9,580万7,938円（過年度分損益勘定留保資金）

長期前受金戻入（収入）、減価償却費・資産減耗費（支出）は、決算書ではその年度の収入・支出として計上されますが、実際に現金の収入・支出があったわけではありません。その結果、現金として手元に残った（企業内部に留保された）資金を**損益勘定留保資金**といい、補てん財源として使用することができます。

なお、過年度分の損益勘定留保資金で使用していないものは、当年度分より先に使います。



■当年度分損益勘定留保資金（令和6年度）

長期前受金戻入（収入）	2億7,000万4,562円
減価償却費（支出）	△8億5,260万8,632円
資産減耗費（支出）	△2,599万1,263円
	△6億859万5,333円

決算書の損益勘定（3条予算）では、このように計上されているけど、実際に現金が減ったわけではなく、手元に残っているよ。そのお金を資本勘定（4条予算）で不足する額の補てん財源に使うことができるんだ！

